

令和7年度

保育所入所等申込みのてびき



さか3ん

保育所とは

保育所は、保護者が就労、病気などの理由により家庭内で保育することができない児童を、保護者に代わって保育する児童福祉施設です。

したがって、幼稚園のような小学校入学前の幼児教育や、集団生活を経験させるため等の理由では入所できません。

また、申し込みばどなたでも入所できるものではありません。このてびきをよくお読みいただき、内容をご理解のうえ、お申込みください。

この手引きの内容についてご理解いただいたうえでお申込みされているものと判断させていただきます。

坂戸市保育課

〒350-0292

坂戸市千代田一丁目1番1号

電話049-283-1331

内線427・428・491

1 子ども・子育て支援新制度における施設・事業の概要について

(1) 子ども・子育て支援新制度とは

幼児期の教育・保育の総合的な提供や待機児童の解消に向けた、「子ども・子育て支援法」に基づく制度のことです。

(2) ご利用できる施設・事業

新制度で利用できる就学前の施設は、次の4種類があります。

◆保育所(保育園) 2・3号認定 【対象年齢:0歳児～5歳児】

就労などのため、家庭で子どもを保育できない保護者に代わって保育する施設です。

利用時間	朝～夕方(園によっては延長保育を実施)
利用できる保護者	共働き家庭など、家庭で保育のできない保護者

◆認定こども園 1・2・3号認定 【対象年齢:0歳児～5歳児】

幼稚園と保育所の機能をあわせ持つ施設です。

3歳以上の子どもは、保護者の就労状況に関係なく教育・保育を一緒に受けます。仕事を辞めるなど保護者の就労状況が変わっても、認定区分を変更することで、それまでの園を継続して利用できる場合があります。

利用時間	【幼稚園部分】	朝～昼過ぎの教育時間(園によっては教育時間前後や土曜日、夏休みなどの休園日に預かり保育を実施)
	【保育所部分】	朝～夕方(園によっては延長保育を実施)
利用できる保護者	【幼稚園部分】	制限なし
	【保育所部分】	共働き家庭など、家庭で保育のできない保護者

◆地域型保育施設 2・3号認定 【対象年齢:0歳児～2歳児】

保育所より少人数の規模(原則19人以下)で、保育する施設です。

地域型保育には、①家庭的保育、②小規模保育、③事業所内保育、④居宅訪問型保育の4種類があり、坂戸市では②の小規模保育事業のみを実施しています。

小規模保育は、定員6～19人の少人数を対象に、家庭的保育に近い雰囲気での保育を行います。

利用時間	朝～夕方(園によっては延長保育を実施)
利用できる保護者	共働き家庭など、家庭で保育のできない保護者

◆幼稚園 1号認定 【対象年齢:満3歳～5歳児】

小学校就学前に教育の基礎をつくるための幼児期の教育を行う学校です。

新制度に移行している園と、移行していない園があります。

※令和7年4月より、坂戸幼稚園が新制度へ移行予定です。

(坂戸あずま幼稚園、かぴら幼稚園、かなやま幼稚園は認定こども園です。)

利用時間	朝～昼過ぎの教育時間(園によっては教育時間前後や土曜日、夏休みなどの休園日に預かり保育を実施)
利用できる保護者	制限なし

2 教育・保育給付認定(保育の必要性の認定)

◆認定について

保育所等の施設を利用する場合には、お住まいの市から利用のための認定を受ける必要があります。認定を受けるためには「教育・保育給付認定申請書(兼保育所入所等申込書)」の提出が必要であり、申請の内容に応じて1号から3号までの認定を受けることになります。

◆保育の必要量について

2号・3号認定の方については、保護者の状況に応じ、次のいずれかに区分されます。保育所等については、原則下記の表の範囲内でご利用いただけます。

保育標準時間認定	1日最長11時間(各施設が定める時間帯の範囲内)
保育短時間認定	1日最長8時間(各施設が定める時間帯の範囲内)

※施設によって、1日の中で保育標準時間・保育短時間とする時間帯が異なります。

それ以外の時間帯は、延長保育料がかかります。保育施設一覧表の保育時間をご確認ください。

また、必ず最長の時間が利用できるわけではなく、保育が必要と認められた範囲内でのご利用になります。実際の保育時間については、施設を利用するときに施設と相談のうえ決定となります。

◆保育を必要とする認定基準について

児童の保護者が次の①から⑩のいずれかに該当することが必要です。

保育を必要とする事由	保育の必要性の認定基準
①就労 ※1, 2, 3	すべての就労(フルタイム、パートタイム、夜間、居宅内就労等)
②妊娠、出産 ※4	出産前6週目にあたる月の1日から出産後8週間を経過する日の翌日が属する月の月末まで
③疾病等	疾病、負傷、または心身に障害があるため、児童を保育できない場合
④介護等	長期にわたる疾病や心身に障害がある同居の親族(長期入院等を含む)を常時介護、看護しなければならない場合
⑤災害による場合	震災、風水害、火災等の災害復旧にあたっている場合
⑥求職活動 ※5	起業の準備を含む求職活動を継続的に行っていること
⑦就学	学校教育法に規定する学校、専修学校、各種学校等に在学していること
⑧職業訓練	職業能力開発促進法等に規定する職業訓練等を受けていること
⑨育児休業 ※6	既に就労理由で在園しており、下の子の育児休業中も継続して保育施設等を利用することが必要と認められる場合
⑩その他	その他、上記に類するものとして福祉事務所長が認める場合

※1 月64時間以上の就労を常態とする。

※2 内職等、居宅内就労については児童から離れて行う労働(家事を除く)が、※1を満たす場合。

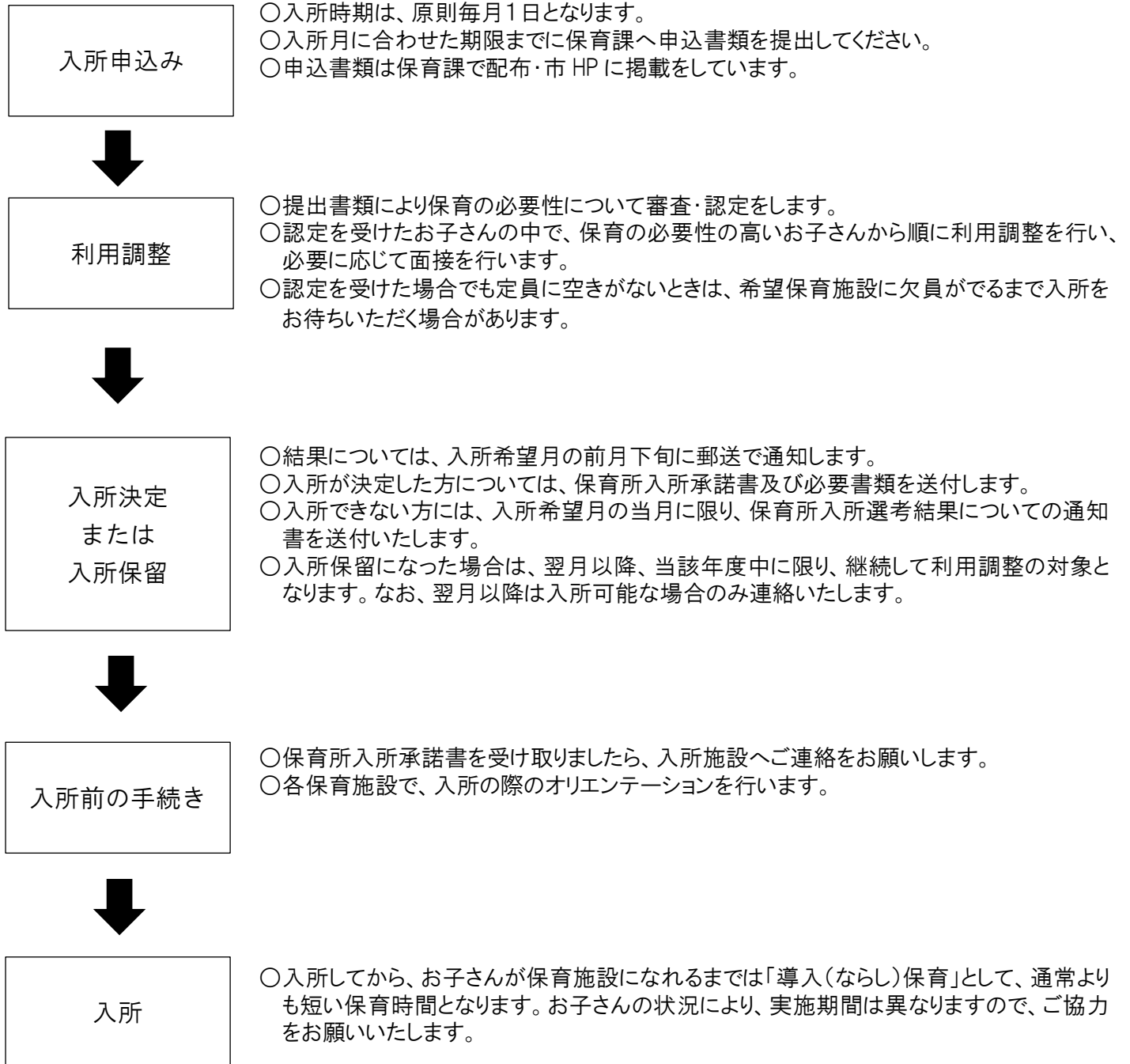
※3 保護者が就労(内定)事由により申込みの場合は、入所月内に就労を開始する必要があります。就労証明書内「(3)雇用(予定)期間等」において、雇用開始日を確認させていただきます。

※4 出産事由により申込み、入所が決定した場合は、出産後8週間を経過する日の翌日が属する月の月末で入所期間終了となります。期間終了後も保育施設の入所を希望される場合は一度退園し、改めて申込みいただく必要があります。(継続入所を確約することはできません。)

※5 保護者が求職中の場合、児童の入所承諾期間は3か月間です。入所承諾期間終了までに、就労を開始できなかった場合は、保育施設を退園していただきます。就労状況が月64時間以上を満たしていない場合も、児童の入所承諾期間は3か月間です。入所承諾期間終了までに、基準を満たした就労を開始できなかった場合は、保育施設を退園していただきます。

※6 育児休業中は特別な理由がある場合を除き、「保育することができない」とは認められません。新園児の保護者は入所した月の翌月10日までに復職していただきます。在園児については、特例として原則1年以内(下の子の1歳の誕生日まで)であれば、保護者が育児休業中でも継続入所を認めています。また、下の子の保育施設への入所申込みを行ったが入所できず、やむなく育児休業を延長する場合、6か月以内であれば延長を認めています。それでも入所できない場合はさらに6か月の延長を認めています。ただし、下の子が入所した場合は、入所月の翌月10日までに復職していただくことが前提です。育児休業の2年を超えての延長、あるいは復帰しない場合は分かった時点で退園又は入所承諾取消となります。

3 保育施設申込みから入所まで



4 入所申込受付について

◆施設別申込方法一覧

▼施設別申込方法一覧

施設の種類		申込受付期間	申込先	申込方法等
保育所		※期限を過ぎた申込は受け付けません。 ◆4月入所 →下記日程のとおり ◆5月以降入所 →前月10日まで ※10日が閉庁日の場合は、直前の開庁日	市役所 保育課	受付期間内に、 市の申込書類一式を提出
地域型保育施設			市役所 保育課 及び各施設	
認定こども園	保育所部分			施設により異なる
	幼稚園部分			
認可外保育施設				

・会場は文化施設オルモ

・受付時間 午前：9時30分～11時30分

午後：13時30分～15時30分

・受付日程を過ぎると、5月からの入所選考となりますのでご注意ください。

◆令和7年4月入所日程について

保育園名	見学会 (予約は10月10日より各園にて受け付けます) (開始時刻等は各保育園へご確認ください)			申込受付・面接日	申込受付時間	
					午前	午後
東坂戸保育園	10月16日(水)	10月21日(月)	予約要	11月12日(火)	○	
千代田保育園				11月13日(水)	○	
薬師保育園				11月12日(火)	○	
城山保育園				11月12日(火)	○	
みのり保育園	10月17日(木)	10月25日(金)	予約要	11月15日(金)	○	
あさば保育園	10月29日(火)	10月30日(水)	予約要	11月13日(水)		○
キッズハーモニー・坂戸	10月25日(金) (左記日程以外にも随時受付)		予約要	11月15日(金)		○
さつき保育園	10月29日(火)	10月31日(木)	予約不要	11月11日(月)		○
アスクわかば保育園	随時		予約要	11月12日(火)		○
レイモンド坂戸保育園	10月29日(火)	10月30日(水)	予約要	11月12日(火)		○
むぎのこ保育園	10月29日(火)	10月31日(木)	予約要	11月13日(水)		○
坂戸さくら保育園	10月28日(月)	10月29日(火)	予約要	11月14日(木)	○	
フラップ坂戸保育園	随時		予約要	11月15日(金)		○
坂戸保育園	10月16日(水)	10月24日(木)	予約要	11月11日(月)	○	
上記申込受付・面接日で都合のつかない方				11月16日(土)	9時30分～13時	

※受付開始直後は混雑するため、お待ちいただく時間が長くなる場合があります。入所選考に際し、受付順は影響ありません。

※申込方法：原則、第1希望の保育施設の受付日に提出書類と筆記用具を持参し、会場(文化施設オルモ)にお越しください。併せて、面接を実施しますので、母子健康手帳を持参のうえ、お子様同伴でお越しください。

※地域型保育施設のみのご希望の場合は、11月15日(金)までに保育課へ直接提出してください。面接については必要な場合、後日、市から連絡いたします。

※認定こども園のみのご希望の場合は、施設へ施設の定めた期限までに提出してください。

◆5月以降入所について

申込期間	入所を希望する各月の前月10日まで ※10日が閉庁日の場合は、直前の開庁日までとなります。 例：10日が土曜日の場合は9日(金)、10日が日曜日の場合は8日(金)など ※期限を過ぎた申込は受け付けません。
申込場所	坂戸市役所保育課窓口(1階)
申込方法	持参による

※申込み時の面接は行いません。面接が必要な場合につきましては、後日、市から連絡します。

5 申込み時の提出書類

- ① 教育・保育給付認定申請書兼保育所入所等申込書、令和7年度入所希望施設一覧表
- ② 保育を必要とする証明書（【表1】の中から児童の保護者それぞれ該当の証明書を提出してください。）
- ③ 誓約書
- ④ その他【表2】の中で該当の書類

【表1 保育を必要とする証明書】

就労している場合 自営業をしている場合	就労証明書（記載要領は市 HP に掲載） ※証明日が申込日より3か月以内のもの
出産予定の場合	母子健康手帳の写し（出産予定日が記載されているページ）
疾病や障害がある場合	疾病申告書、医師の診断書（指定の診断書又は指定の診断書と同様の内容が分かる診断書）や障害者手帳等の写し
災害による場合	罹災証明書等
介護をしている場合	介護（看護）状況申告書、被介護者の診断書・障害者手帳等の写し
求職活動をしている場合	求職活動が判断できる書類（ハローワークカードの写しや活動記録等）
就学、職業訓練をしている場合	在学証明書（学生証）、カリキュラム等
育児休業中の場合	就労証明書（記載要領は市 HP に掲載） ※証明日が申込日より3か月以内のもの
上記以外の理由で申込む場合	その他保育を必要とすることが認められる書類

【表2 該当がある場合のみ提出する書類】

一時預かり・認可外保育施設・市外保育所等を利用している場合	利用証明書 ※証明日が申込日より3か月以内のもの
坂戸市に転入予定の場合	転入誓約書及び居住予定の住所地と住居の引き渡し予定日がわかる書類
坂戸市に転入予定の場合（親族等と同居の場合）	転入誓約書及び同居予定申立書
世帯員に障害者がいる場合	障害者手帳・療育手帳の写し
集団保育可能で、かつ集団保育を必要とする障害児がいる場合	医師の診断書
離婚調停中の場合	裁判所が発行した調停の書類の写し

申込書類上の注意

- ◆黒のボールペンで記入してください。鉛筆、消えるボールペンで記入した書類は受付できません。訂正する場合は二重線で消し、修正液等は使用しないでください。また、一度提出いただいた書類はお返しいたしませんので、育児休業の延長等で控えが必要な方はあらかじめコピー等を取っておいてください。
- ◆書類が全てそろっていない場合、受付できません。各家庭の状況によって、書類が異なります。詳しくは保育課までご確認ください。提出書類に虚偽や重大な過失が認められた場合、入所後であっても入所を取り消します。
- ◆個人番号（マイナンバー）の取扱いについて
「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」の施行により、入所申込みの際、個人番号（マイナンバー）の記載が必要となります。「教育・保育給付認定申請書兼保育所入所等申込書」の個人番号（マイナンバー）記入欄に記入のうえ、申請者（保護者）の方の個人番号（マイナンバー）確認書類及び本人確認書類を持参してください。受付の際に確認させていただきます。
- ◆クラスについて（令和7年4月1日時点の年齢で決まります。）

クラス	生年月日	令和7年4月1日時点の年齢
0歳児クラス	令和 6年4月2日 ～	0歳
1歳児クラス	令和 5年4月2日 ～ 令和 6年4月1日	1歳
2歳児クラス	令和 4年4月2日 ～ 令和 5年4月1日	2歳
3歳児クラス	令和 3年4月2日 ～ 令和 4年4月1日	3歳
4歳児クラス	令和 2年4月2日 ～ 令和 3年4月1日	4歳
5歳児クラス	平成31年4月2日 ～ 令和 2年4月1日	5歳

6 入所申込に関する注意

◆転園について

- ①年度途中の転園は認められません。転園希望の申込みができるのは、4月入所選考時のみとなります。ただし、小規模保育施設から保育所・認定こども園への転園は、年度途中でも申込み可能です。小規模保育施設に入所決定した方で、より上位に保育所・認定こども園を希望している場合は、翌月以降定員に空きがある場合に転園の選考を行います。
- ②転園希望の場合は、「令和7年度入所希望施設一覧表」に転園希望先の希望順位を記入してください。
- ③転園希望の方は新規申込みの方と同時に利用調整を行うため、必ず転園できるとは限りません。転園できなかった場合には、それまで利用していた保育施設に続けて入所することが可能です。（令和7年度入所希望施設一覧表では、現在利用中の保育施設にも希望順位をご記入ください。）
- ④転園が決定した場合は、それまで利用していた保育施設には他児童の入所決定を行ってしまうため、元の保育施設に戻ることはできませんのでご注意ください。

◆離婚調停中等の取扱いについて

離婚調停中で別居の場合、裁判所が発行した調停の書類の写しを提出すれば、相手の就労証明書等の提出は不要となります。ただし、別居（住民票も別）でも、離婚調停をしていない場合は相手の就労証明書等の提出が必要であるとともに、保育料の算定対象者になります。

◆妊娠、出産での保育施設の利用について

入所を希望される月が、出産前6週目から出産後8週目の期間にかかる場合、妊娠、出産での保育施設の利用となり、出産後8週間を経過する日の翌日が属する月末で入所期間が終了となります。期間終了後も保育施設の入所を希望される場合は一度退園し、改めて申込みいただく必要があります。（同事由での入所はできず、継続入所を確約することはできません。）

◆求職中または就労の基準を満たしていない場合の取扱いについて

保護者が求職中の場合、児童の入所承諾期間は3か月間です。入所承諾期間終了までに、就労を開始できなかった場合は、保育施設を退園していただきます。就労状況が月64時間以上を満たしていない場合も、児童の入所承諾期間は3か月間です。入所承諾期間終了までに、基準を満たした就労を開始できなかった場合は、保育施設を退園していただきます。

◆育児休業中の取扱いについて

育児休業中は特別な理由がある場合を除き、「保育することができない」とは認められません。新園児の保護者は入所した月の翌月10日までに復職し、復職した月中に復職証明書を提出してください。入所後、申込時に提出した勤務先へ復職しなかった場合は退園していただきます。

在園児については、特例として原則1年以内（下の子の1歳の誕生日まで）の育児休業については、継続入所を認めています。また、下の子の保育施設への入所申込みを行ったが入所できず、やむなく育児休業を延長する場合、6か月以内であれば延長を認めています。それでも入所できない場合はさらに6か月の延長を認めています。ただし、下の子が入所した場合は、入所月の翌月10日までに復職していただくことが前提です。育児休業の2年を超えての延長、あるいは復職しない場合は、そのことが判明した時点で退園となります。

◆育児休業の延長を検討している場合について

保育施設に入所できないことにより、育児休業を当初の期間から延長して取得することができる場合、勤務先において、その手続上で「保育施設に入所できないことを証明する書類（保留通知）」が必要となることがあります。坂戸市においては、当該効果を持つ書類は「保育所入所選考結果について」になります。この通知書は、入所を希望された初めの月のみ発行するもので、保留となっている間、毎月発行されるものではありません。あらかじめ勤務先に「育児休業延長のためには何月時点で施設に入所できないことの証明が必要なのか」を必ず確認していただき、その時期に合わせて入所の申込みを行ってください。

「希望する保育所等に入所できない場合は、育児休業の延長を許容できる」に該当する方は、申込書内の「11 確認事項」の該当欄にチェックをしてください。なお、その場合も入所を希望した保育施設に空きがある場合は入所承諾となります。入所を辞退した場合については、「保育所入所選考結果について」の通知には、保護者都合による辞退の旨が記載されます。利用調整中に電話等で辞退された場合につきましても、同様の通知となります。

育児休業の延長を許容できなくなった場合は、保育課までご連絡ください。

※令和7年4月から、保育所等に入れなかったことを理由とする育児休業給付金の支給延長手続きが変わります。

詳しくは、手続きを実施する勤務先またはハローワークに確認をお願いします。

7 広域入所について

◆坂戸市に住民票があり、坂戸市外の保育施設を希望する方

市外へ転出予定がある、在勤している等やむを得ない事由があり、坂戸市外の保育施設へ申込みをしたい場合、原則として、坂戸市が申込みの受付窓口になります。ただし、市区町村によって受付期間や必要書類、申込条件等が異なりますのでご注意ください。坂戸市への申込みの前に、必ず入所希望の施設がある市区町村へ、利用申込みをしたい旨をご相談ください。

◆坂戸市外に住民票があり、坂戸市内の保育施設を希望する方

申込み時点で坂戸市外に住民票があり、坂戸市内の保育施設を希望する場合、申込みの手続きは現在住民票がある市区町村にて行っていただきます。

お住まいの市区町村ごとに申込みの期間は異なりますが、坂戸市内の保育施設を希望する場合は、坂戸市の受付期間に間に合うようにお住まいの市区町村経由で申込みをしてください。詳しくは、お住まいの市区町村へご確認ください。

なお、利用調整につきましては、坂戸市に住民票がある方を優先的に行います。その後、市外に住民票がある方の利用調整を行います。

◆坂戸市に転入予定の方

入所希望日までに坂戸市へ転入する予定のある方は、以下の条件をすべて満たしている場合に限り、市内に住民票がある方と同様の扱いで利用調整を行います。坂戸市の入所申込様式で坂戸市に直接申込みをしてください。

遠隔地からの申込みで直接申込みが困難な場合は、お住まいの市区町村経由での申込みを認めます。その場合は事前に坂戸市へ相談のうえ、坂戸市の入所申込様式で、お住まいの市区町村経由で坂戸市の受付期間に間に合うように入所申込みをしてください。

ただし、入所希望日までに転入ができなかった場合については、入所決定等（保留含む）を取り消します。

＜条件＞

- ① 坂戸市内の転入先が決定していること。
- ② 転入誓約書及び居住予定の住所地と住居の引き渡し予定日がわかる書類を申込書に添付すること。（新築工事請負契約書、不動産売買契約書、賃貸契約書 など）
- ③ 入所決定、保留に関わらず、入所希望日までに転入手続きを行うこと。

8 入所決定となった場合について

◆入所決定後の手続きについて

保育の必要性の認定を受け、施設への入所が決定した場合、入所承諾書及び入所の手続きに必要な書類を送付します。通知が届きましたら、締切日に合わせて、書類を提出してください。

入所前にオリエンテーションを行う施設もありますので、通知が届きましたら入所が決定した施設へ必ず連絡をお願いいたします。

◆入所承諾期間について

保育施設の入所承諾期間は、保育が必要な理由に該当すると見込まれる期間です。継続して保育を必要とする場合には、入所承諾期間内に継続して保育を必要とする証明書を提出してください。提出がない場合には、期間満了時に退園となります。

◆就労実績の確認について

提出していただいた就労証明書の直近3か月の就労実績において、一度も月64時間以上の勤務が確認できなかった場合、あらためて、その後3か月間の就労実績を記載した就労証明書を提出していただきます。

◆導入(ならし)保育について

初めて入所する児童は、集団生活に慣れるまでの間、通常の保育時間よりも短い時間でお迎えをお願いする「導入(ならし)保育」を実施しています。児童の状況により、実施期間は異なりますので、ご協力をお願いいたします。

9 入所保留となった場合について

◆保育施設入所選考結果について

保育施設の定員に空きがなく入所できなかった方には、入所を希望された初めの月のみ、その旨を「保育所入所選考結果について(保留通知)」でお知らせします。翌月以降については、入所選考が可能になった場合のみ、連絡いたします。

※「保育所入所選考結果について(保留通知)」は、毎月発送いたしません。入所保留通知が必要な場合につきましては、保育課までご相談ください。

◆令和7年度保育所入所等申込みの有効期限について

令和7年度保育所入所等申込みの有効期限は令和8年3月末までです。その間、入所希望保育施設に空きが出た場合に、毎月入所選考を行います。入所の優先順位に影響する場合がありますので、次の場合には必ず保育課へ届け出てください。

- ① 住所、名前等が変わった場合
- ② 就労状況等が変わった場合
- ③ 勤務を辞めた場合
- ④ 児童の保育状況が変わった場合
- ⑤ 希望する保育施設を追加・削除、または希望順位を変更したい場合
- ⑥ その他家庭の状況が変わった場合
- ⑦ 入所申込みを取り下げたい場合

10 保育料及び給食(副食)費の算定について

◆保育料について(0～2歳児クラスが対象)

・毎月1日現在で在園している方に、その月分を納めていただきます。原則登園日数等により減額されることはありません。金額は公立・私立保育所、小規模保育施設、認定こども園(2・3号認定)を問わず同一基準です。

・3～5歳児クラスの保育料は無償です(給食費、延長保育料、入所施設以外の利用等は有償)。また、施設により保育料とは別に諸費用がかかる場合があります。詳しくは各施設へお問合せください。

保育料は保護者の市区町村民税合算額に基づき、坂戸市保育料徴収額表により算定します。未申告等により市区町村民税が確認できない場合は、最高額として算定します。※1

算定の対象となる保護者は、婚姻関係の有無や同居・別居を問わず、実際に児童を養育している方となります。離婚していても入所児童と父母が同居している場合、または別居中でも入所児童の養育者である場合は、算定の対象となります。

・保護者が非課税の場合で、かつ同居(別世帯含む)の祖父母が以下のいずれかに該当する場合は、原則として祖父母を家計の主催者とみなし、祖父母の市区町村民税のいずれか高い方を合算して算定します。(同居する祖父母と生計を別に行っている場合、その事実を証明する書類が必要になりますので、保育課までご連絡ください。)

- ① 入所児童を税法上又は健康保険上の扶養としている。
- ② 入所児童の父母を税法上又は健康保険上の扶養としている。
- ③ 最多収入者または最多納税者である。

・多子世帯、要保護世帯については、保育料の負担軽減があります。※2

・算定に使用する市区町村民税の年度

月	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
参照年度	前年度課税額(前々年収入に基づく)					当年度課税額(前年収入に基づく)						

令和7年度4月～8月の保育料及び給食(副食)費は、令和6年度課税額(定額減税後)を基に算出します。

マイナンバーを活用した情報連携を行い、市区町村民税を参照するため、原則として算定に係る資料は不要です。ただし、令和6年1月1日時点で海外等に住所地があった方については、別途判定資料の提出をお願いする場合があります。

※保育料は、児童を保育するための必要な経費の一部になります。納期限は必ず守ってください。正当な理由なく保育料を滞納すると、税法上の滞納処分を受ける場合があります。

◆給食費について(3～5歳児クラスが対象)

・施設ごとに定められた給食費[主食費(ごはん、パン等)+副食費(おかず、おやつ等)]を納めてください。

・徴収方法(口座振替、現金徴収等)につきましては園ごとに異なりますので、園のルールに従い、滞納しないようにしてください。原則、登園日数等により減額されることはありません。アレルギーや宗教に対応した給食の提供が必要な児童につきましても、給食費の額は同じとなります。

・世帯の所得に応じて副食費(おかず、おやつ等)が免除となる場合があります。免除対象者については別途、市から通知します。判定基準は以下のとおりです。

(1) 保護者の市区町村民税合算額が次に該当する場合

- | | |
|---------------------------|-----------|
| ① 1号認定の子ども | 77,101円未満 |
| ② 2号認定の子ども(3歳児クラス以上) | 57,700円未満 |
| ③ 2号認定のうち、要保護世帯(3歳児クラス以上) | 77,101円未満 |

(2) 第3子以降の子ども

- ① 1号認定の子ども 小学校第3学年修了前の兄・姉が2人以上いる場合
- ② 2号認定の子ども 小学校就学前の兄・姉が2人以上いる場合

◆口座振替依頼書の提出について

公立・私立保育所の保育料、公立保育所の給食費の納入は、原則月末日(12月については25日)に口座振替で行っています。入所承諾書に「口座振替依頼書」を同封しますので、提出してください。私立保育所の給食費、小規模保育施設、認定こども園については各施設へご確認ください。

- ※1 保育料の算定・副食費免除判定には、市区町村民税の均等割額、所得割額を使用します。ここでいう所得割額は税額控除前の所得割額から調整控除のみを控除した額です。(住宅借入金等特別税額控除や寄付金控除など、調整控除以外の税額控除は適用しません。)
- ※2 多子世帯とは、2人以上の子どもが同居、または別居でも仕送り等により生計を同一としていると認められる場合です。要保護世帯とはひとり親家庭、障害児(者)が同居している家庭等です。

坂戸市保育料徴収額表（保育認定）

（令和7年度）

各月初日の在籍児童の属する世帯の階層区分			保育料の月額（円）			
階層区分	定 義		保育標準時間認定児		保育短時間認定児	
			3 歳未満児	3 歳以上児	3 歳未満児	3 歳以上児
A	生活保護法による被保護世帯（単給世帯を含む。）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付受給世帯		0	0	0	0
B	A階層を除き前年度分の市民税額の額の区分が次の区分に該当する世帯	非課税世帯	0	0	0	0
C 1		均等割の額のみ の世帯	5,500	0	5,400	0
C 2		所得割の額が 10,000 円未満の世帯	7,000	0	6,800	0
C 3		所得割の額が 10,000 円以上 48,600 円未満の世帯	8,500	0	8,300	0
D 1		所得割の額が 48,600 円以上 78,700 円未満の世帯	14,500	0	14,200	0
D 2		所得割の額が 78,700 円以上 108,700 円未満の世帯	23,000	0	22,600	0
D 3		所得割の額が 108,700 円以上 155,900 円未満の世帯	32,000	0	31,400	0
D 4		所得割の額が 155,900 円以上 200,100 円未満の世帯	41,000	0	40,300	0
D 5		所得割の額が 200,100 円以上 281,100 円未満の世帯	50,500	0	49,600	0
D 6		所得割の額が 281,100 円以上 340,500 円未満の世帯	54,000	0	53,000	0
D 7		所得割の額が 340,500 円以上の世帯	55,000	0	54,000	0

- 1 この表の3歳未満児とは、特定教育・保育（保育に限る。）又は特定地域型保育の利用を開始した年度の初日の前日において3歳に達していない児童をいい、当該児童が当該年度の途中で3歳に達した場合においても、当該年度中に限り、3歳未満児とみなす。3歳以上児についても、同様とする。
- 2 この表の保育標準時間認定児とは、子ども・子育て支援法施行規則（平成26年内閣府令第44号）第4条第1項の規定により保育必要量の認定が1日当たり11時間までとされた児童をいう。
- 3 この表の保育短時間認定児とは、子ども・子育て支援法施行規則第4条第1項の規定により保育必要量の認定が1日当たり8時間までとされた児童をいう。
- 4 この表のC1階層における「均等割の額」とは、地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第1号に規定する均等割の額をいい、C2階層からD7階層までにおける「所得割の額」とは、同項第2号に規定する所得割（この所得割を計算する場合には、同法第314条の7から第314条の9まで並びに同法附則第5条第3項、第5条の4第6項及び第5条の4の2第6項の規定は、適用しないものとする。）の額をいう。
- 5 所得割の額を計算する場合には、教育・保育給付認定保護者（支援法第19条第1項第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもに係る支援法第20条第4項に規定する教育・保育給付認定保護者をいう。以下同じ。）又は当該教育・保育給付認定保護者と同一の世帯に属する者が地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の指定都市（以下この備考において「指定都市」という。）の区域内に住所を有する者であるときは、これらの者を指定都市以外の市町村の区域内に住所を有する者とみなして、所得割の額を計算するものとする。
- 6 地方税法第323条に規定する市町村民税の減免があった場合には、その額を所得割の額又は均等割の額から順次控除して得た額を所得割の額又は均等割の額とする。
- 7 児童の属する世帯の階層の認定に当たっては、その児童と同一世帯に属して生計を一にしている父母及びそれ以外の扶養義務者（家計の主宰者である場合に限る。）の全てについて、それらの者の課税額の合計により行うものとする。
- 8 同一世帯から小学校就学の始期に達するまでの児童が保育所のほかに学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する幼稚園、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第6項に規定する認定こども園、法第59条の2第1項の規定による届出を行った同項に規定する施設、支援法第7条第5項に規定する地域型保育、学校教育法第76条第2項に規定する特別支援学校の幼稚部若しくは法第7条第1項に規定する児童心理治療施設の通所部又は法第6条の2第2項に規定する児童発達支援若しくは同条第3項に規定する医療型児童発達支援を利用している場合における年齢が多い順の2人目の児童に適用される保育料は、各階層で定める額の2分の1の額（10円未満の端数は、切り捨てる。）とする。
ただし、本文の規定にかかわらず、第3子以降の児童の保育料は、無料とする。
- 9 備考8の規定にかかわらず、特定被監護者等（子ども・子育て支援法施行令（平成26年政令第213号）第14条の2第1項に規定する特定被監護者等をいう。以下同じ。）が2人以上いる場合であって、備考4から7までの規定により算定して得た所得割の額が57,700円未満であるときにおける年齢が多い順の2人目以降の特定被監護者等に適用される保育料は、2人目にあっては各階層で定める額の2分の1の額（10円未満の端数は、切り捨てる。）とし、3人目以降にあっては無料とする。
- 10 備考8及び9の規定にかかわらず、教育・保育給付認定保護者又は当該教育・保育給付認定保護者と同一の世帯に属する者が要保護者等（子ども・子育て支援法施行令第4条第4項に規定する要保護者等をいう。）に該当する場合であって、備考4から7までの規定により算定して得た所得割の額が77,101円未満であるときにおける年齢が多い順の1人目以降の児童に適用される保育料は、1人目にあっては各階層で定める額の2分の1の額（10円未満の端数は、切り捨てる。）とし、2人目以降にあっては無料とする。
- 11 4月から8月までの月分の保育料にあっては前年度分の所得割の額を基に、9月から翌年3月までの月分の保育料にあっては当該年度分の所得割の額を基に決定するものとする。
- 12 児童の属する世帯の階層区分を証明することができない場合は、当該世帯については、D7階層にあるものとみなしてこの表を適用する。
- 13 保育所設置条例第7条ただし書の規定に基づき、保育所において支援法第59条第2号に規定する時間外保育をするときは、月額1,000円を保育料として徴収する（A及びB階層を除く。）。

11 入所後の各種変更手続きについて

◆退園について

保育施設は家庭での保育ができない児童をお預かりする施設です。入所後、家庭内で保育ができない状態が解消した場合、保育施設を退園していただきます。家庭での保育が可能になった場合や転出等で退園する場合は、「退園届」を提出していただきます。

※市外へ転出し、引き続き同じ保育施設へ通所を希望される場合は、保育課までご相談ください。

◆家庭の状況に変更があった場合

下記の事項に変更があった場合、保育施設または保育課まで、変更があった当月内に届け出てください。保育必要量や保育料は届け出の翌月からの変更となります。

①住所、名前等が変わった場合

②家庭状況に変更があった場合（結婚・離婚、祖父母と同居・別居等）

③保育を必要とする事由に変更があった場合

④保育必要量に変更が必要な場合

※保育必要量に変更が必要な場合は、事前に園とご相談のうえ、変更が必要な月の前月末までに教育・保育給付認定変更申請書を提出してください。

◆入所後、保護者が転職または退職した場合

保護者が転職する場合、新たな勤務先で就労証明書を記載していただき、直ちに保育施設または保育課まで提出してください。

保護者が退職する場合、退職日の翌日から3か月以内に新たな就労を開始し、就労証明書を提出してください。当該期間内に証明書の提出がない場合、保育施設を退園していただきます。

◆入所後、妊娠がわかった場合

入所後、妊娠がわかった場合には、母子健康手帳の写し（出産予定日が記載されているページ）を提出してください。出産後、育児休業を取得する場合は育児休業取得予定期間が明記された就労証明書を提出してください。育児休業中は特別な理由がある場合を除き、「保育することができない」とは認められませんが、特例として原則1年以内（下の子の1歳の誕生日まで）の育児休業については、継続入所を認めています。また、下の子の保育施設への入所申込みを行ったが入所できず、やむなく育児休業を延長する場合、6か月以内であれば延長を認めています。それでも入所できない場合はさらに6か月の延長を認めています。

◆里帰り出産（坂戸市から他市区町村）に伴う保育施設の利用について

坂戸市内の保育施設に籍をおいたまま里帰り出産をする場合、保育施設に通わなくても保育料が発生します。通わずに籍をおいておける期間は、最長2か月までとなります。里帰り出産をする場合は、保育課までご相談ください。すでに坂戸市内の保育施設に入所しており、里帰り出産に伴い他市区町村の保育施設に入所したい場合は、坂戸市内の保育施設を一度退園していただく必要があります（坂戸市内の保育施設または幼稚園に籍をおいたまま、他市区町村の保育施設に入所することはできません）。

令和7年度坂戸市入所選考基準表

■基準点数（父、母それぞれいずれか一項目に該当）

No.	項 目		基 準	父	母	備 考
1	就 労		月160時間以上の就労を常態（又は海外赴任）	21	21	就労時間の取扱いについては、就労証明書の記載例をご確認ください。 1か月4週として計算します。 保育所等の開所時間外（夜間、日曜日等）の勤務も含む。 海外赴任の場合、海外赴任がわかるものを提出してください。
			月150時間以上の就労を常態	20	20	
			月140時間以上の就労を常態	19	19	
			月120時間以上の就労を常態	18	18	
			月100時間以上の就労を常態	17	17	
			月80時間以上の就労を常態	16	16	
			月64時間以上の就労を常態	14	14	
			月64時間未満の就労を常態とし、これから勤務を増やす予定	10	10	
2	出 産	内職	10	10		
		絶対安静を要する場合（診断書にその旨の記載のある場合）	—	24		
3	疾 病 ・ 障 害	普通妊娠	—	22	診断書から保育ができない状態が判断できない場合は10点とします。	
		入 院	1か月以上の入院、入院予定	24		24
			居 宅	自身の起居にも困難があり、保育ができない状態（診断書にその旨の記載のある場合）		24
		自身の身辺のことはできるが、保育ができない状態（診断書にその旨の記載のある場合）		17		17
		自身の症状改善のため、保育をしないことが望ましい状態		10		10
		障 害	身体1級、精神1級、療育㉔・A	22		22
			身体2級、精神2級、療育B	19		19
			身体3級、精神3級、療育C	16		16
4	看 護 ・ 介 護	上記以外の障害	12	12		
		月64時間以上の親族等の看護・介護 ※長期入院等をしている親族を含む。	14	14		
5	災 害 等	震災、風水害、火災等の災害復旧にあたっている状態	25	25		
6	就 学	月120時間以上の就学	18	18	就学に該当するのは、学校教育法に規定する学校、専門学校等。職業能力開発促進法等に規定する職業訓練校等	
		月64時間以上の就学	14	14		
		月64時間未満の就学	10	10		
7	求 職	求職活動を行っており、活動を証明する書類を提出	1	1		
		求職活動を行う	0	0		
8	そ の 他	不存在(死亡・離婚・離婚調停中・未婚・失踪・その他)	22	22		

■優先事項

No.	項目	父	母	備考
1	ひとり親	+8		
2	生活保護世帯	+2		
3	生計中心者の失業（会社都合によるもの）※離職証明書の提出がある場合	+5		
4	DV、児童虐待	+30		
5	集団保育可能で、かつ集団保育を必要とする障害児（医師の診断書等がある場合）	+5		
6	育児休業からの復帰	+3	+3	
7	育児休業取得により退園し、育児休業明けに同園に再入園の場合	+15		
8	当該児童の希望する保育所に、既にきょうだいが入所している。	新園児 転園児	+4 +10	事業所内保育施設入所者（従業員枠）は新園児とします。
9	保育を受けようとする年度の前年度から市内地域型保育施設による保育を受けている児童 ※優先事項No.10、No.11、調整事項No.7との併用不可	+4		
10	市内地域型保育施設の卒園児童（3歳児クラスの4月入所選考のみ適用） ※優先事項No.9、No.11、調整事項No.7との併用不可	+15		
11	令和7年4月1日時点で市民であり、令和7年3月末まで市外保育施設を利用している。（4月入所選考のみ適用） ※市外保育施設とは、保育所、地域型保育施設、認定こども園 ※優先事項No.9、No.10、調整事項No.7との併用不可	+15		事業所内保育施設入所者（従業員枠）は除く

■調整事項

No.	項目	父	母	備考
1	就労実績未記入 ※就労・就学内定、育児休業中は除く	-3	-3	
2	就労実績 ※育児休業中は除く ※証明日の直近3か月の実績のうち、最も勤務時間の多い月を対象とする。	月160時間以上	+2	+2
		月128時間以上	+1	+1
		月96時間未満	-1	-1
		月64時間未満	-2	-2
3	単身赴任	+1		
4	保育士等の資格を持ち、市内保育施設に勤務している。	+15	+15	保育施設とは、保育所・地域型保育施設・認定こども園・認可外保育施設等 内定及び資格取得予定を含みます。
	保育士等の資格を持ち、市外保育施設に勤務している。	+5	+5	
	市内放課後児童クラブ、市内児童センターに勤務している。	+13	+13	
5	申込児童を含め、世帯内に未就学児童が2人以上いる。	（未就学児童数-1）の加算		
6	申込児童以外のきょうだいに介護の必要な障害を有している児童がいる。（当該児童の介護を理由に申込の場合のみ）	+7		
7	当該児童が認可外保育施設等を利用している。 ※優先事項No.9、No.10、No.11との併用不可	16日以上が2か月	+4	認可外保育施設等とは、認可外保育施設、一時保育施設、市外保育所、市外地域型保育施設、市外認定こども園（2・3号認定）等が該当
		16日以上が1か月 又は12日以上が2か月	+3	
		当該児童が幼稚園を利用している。	+1	
8	入所内定を辞退（年度内のみ）	-3		
9	当該児童又はそのきょうだいにおいて、正当な理由なく保育料を3か月以上滞納している。	-30		
10	家庭状況等に特別な理由があり、福祉事務所長が保育を必要と認めた場合	その事情を勘案し、決定		

保育施設一覧表

令和7年4月1日時点（予定）

○公立保育園（市役所保育課に申込み）

設置者	所在地	定員	入所 年齢	保育時間		
保育園名	電話番号			保育必要量	平日	土曜日
坂戸市	千代田4-13-1	120名	満 8 か 月	開所時間	7:30 ～ 19:00	7:30 ～ 16:00
千代田保育園	283-7244			保育標準時間	7:30 ～ 18:30	7:30 ～ 16:00
				保育短時間	8:30 ～ 16:30	8:30 ～ 16:00
坂戸市	東坂戸2-7	120名		開所時間	7:30 ～ 18:30	7:30 ～ 16:00
東坂戸保育園	283-3977			保育標準時間	7:30 ～ 18:30	7:30 ～ 16:00
				保育短時間	8:30 ～ 16:30	8:30 ～ 16:00
坂戸市	薬師町6-3	90名		開所時間	7:30 ～ 18:30	7:30 ～ 16:00
薬師保育園	282-3188			保育標準時間	7:30 ～ 18:30	7:30 ～ 16:00
				保育短時間	8:30 ～ 16:30	8:30 ～ 16:00
坂戸市	西坂戸1-22-1	60名		開所時間	7:30 ～ 18:30	7:30 ～ 16:00
城山保育園	286-9511			保育標準時間	7:30 ～ 18:30	7:30 ～ 16:00
				保育短時間	8:30 ～ 16:30	8:30 ～ 16:00

○私立保育園（市役所保育課に申込み）

設置者	所在地	定員	入所 年齢	保育時間		
保育園名	電話番号			保育必要量	平日	土曜日
(福) 慈童福祉会	石井1903-1	90名	満 6 か 月	開所時間	7:20 ～ 19:00	7:20 ～ 16:00
みのり保育園	283-8461			保育標準時間	7:30 ～ 18:30	7:20 ～ 16:00
				保育短時間	8:00 ～ 16:00	8:00 ～ 16:00
(福) 八葉会	浅羽1489	120名		開所時間	7:20 ～ 19:00	7:20 ～ 16:00
あさば保育園	281-3001			保育標準時間	7:30 ～ 18:30	7:20 ～ 16:00
				保育短時間	8:30 ～ 16:30	8:30 ～ 16:00
(株) パソナフォスター	八幡1-3-46	48名	生後 57日	開所時間	7:00 ～ 19:00	7:00 ～ 16:00
キッズハーモニー・坂戸	283-4283			保育標準時間	7:30 ～ 18:30	7:30 ～ 16:00
				保育短時間	8:00 ～ 16:00	8:00 ～ 16:00
(福) 愛の田会	新堀271-1	90名	満 6 か 月	開所時間	7:20 ～ 19:00	7:20 ～ 16:00
さつき保育園	288-7715			保育標準時間	7:20 ～ 18:20	7:20 ～ 16:00
				保育短時間	8:30 ～ 16:30	8:30 ～ 16:00
(株) 日本保育サービス	千代田3-21-23 ヴィラ・ボンセジュール若葉1F	60名	生後 57日	開所時間	7:00 ～ 19:00	7:00 ～ 19:00
アスクわかば保育園	280-5777			保育標準時間	7:00 ～ 18:00	7:00 ～ 18:00
				保育短時間	8:30 ～ 16:30	8:30 ～ 16:30
(福) 榊会	善能寺43-15	90名	満 6 か 月	開所時間	7:20 ～ 19:00	7:20 ～ 18:00
レイモンド坂戸保育園	298-6206			保育標準時間	7:20 ～ 18:20	7:20 ～ 18:00
				保育短時間	8:30 ～ 16:30	8:30 ～ 16:30
(福) にじのいえ	戸口457-4	64名	満 5 か 月	開所時間	7:00 ～ 19:00	7:00 ～ 16:00
むぎのこ保育園	284-8458			保育標準時間	7:00 ～ 18:00	7:00 ～ 16:00
				保育短時間	8:00 ～ 16:00	8:00 ～ 16:00
(福) 松川会	伊豆の山町12	150名	満 6 か 月	開所時間	7:00 ～ 19:00	7:30 ～ 16:30
坂戸さくら保育園	284-3500			保育標準時間	7:30 ～ 18:30	7:30 ～ 16:30
				保育短時間	8:30 ～ 16:30	8:30 ～ 16:30
(株) フラップフラップ	日の出町5-30 アクロス ^{ラガ} 坂戸2階	67名		開所時間	7:00 ～ 19:00	7:30 ～ 16:30
フラップ坂戸保育園	281-5030			保育標準時間	7:30 ～ 18:30	7:30 ～ 16:30
				保育短時間	8:30 ～ 16:30	8:30 ～ 16:30
(福) 坂戸市社会福祉協議会	元町21-13	126名	満 8 か 月	開所時間	7:30 ～ 19:00	7:30 ～ 16:00
坂戸保育園 (公私連携型保育所)	281-0114			保育標準時間	7:30 ～ 18:30	7:30 ～ 16:00
				保育短時間	8:30 ～ 16:30	8:00 ～ 16:00

○小規模保育施設（市役所保育課に申込み）

施設 種別	設置者	所在地	定員	入所年齢	保育時間			一時 預かり
	施設名	電話番号			保育必要量	平日	土曜日	
B	(一社) 子どもの夢	南町9-5	19人	満3か月 ～2歳児	開所時間	7:00 ～ 19:30	7:30 ～ 18:30	あり
	子どもの夢保育園 南口ハウス	298-5245			保育標準時間 保育短時間	7:30 ～ 18:30 8:30 ～ 16:30	7:30 ～ 18:30 8:30 ～ 16:30	
B	(一社) 子どもの夢	日の出町1-27	19人	満3か月 ～2歳児	開所時間	7:00 ～ 19:30	7:30 ～ 18:30	あり
	子どもの夢保育園 北口ハウス	299-6627			保育標準時間 保育短時間	7:30 ～ 18:30 8:30 ～ 16:30	7:30 ～ 18:30 8:30 ～ 16:30	
B	(株) フラップフラップ	末広町22-3	11人	満2か月 ～2歳児	開所時間	7:00 ～ 19:00	7:30 ～ 16:30	あり
	フラップ北坂戸 末広保育園	298-7470			保育標準時間 保育短時間	7:30 ～ 18:30 8:30 ～ 16:30	7:30 ～ 16:30 8:30 ～ 16:30	
A	(福) 愛の田会	新堀278-1	19人	満6か月 ～2歳児	開所時間	7:20 ～ 19:00	7:20 ～ 16:00	なし
	つばみ保育園	288-7715			保育標準時間 保育短時間	7:20 ～ 18:20 8:30 ～ 16:30	7:20 ～ 16:00 8:30 ～ 16:00	
A	企業組合労協センター事業団	溝端町1-5-101	10人	満6か月 ～2歳児	開所時間	7:00 ～ 19:00	8:30 ～ 16:30	あり
	ポレポレ保育室	227-3280			保育標準時間 保育短時間	7:30 ～ 18:30 8:30 ～ 16:30	8:30 ～ 16:30 8:30 ～ 16:30	
A	(株) フラップフラップ	薬師町2-10 石田ビル102号室	15人	満2か月 ～2歳児	開所時間	7:00 ～ 19:00	7:30 ～ 16:30	あり
	フラップ北坂戸 東口保育園	299-6616			保育標準時間 保育短時間	7:30 ～ 18:30 8:30 ～ 16:30	7:30 ～ 16:30 8:30 ～ 16:30	
A	(同) KidsKids	石井2897-3	16人	満6か月 ～2歳児	開所時間	6:45 ～ 18:30	6:45 ～ 14:45	なし
	きらら保育園	282-3177			保育標準時間 保育短時間	7:00 ～ 18:00 8:00 ～ 16:00	7:00 ～ 14:45 8:00 ～ 14:45	
A	(株) フラップフラップ	三光町49-14 シャルム坂戸105号室	19人	満2か月 ～2歳児	開所時間	7:00 ～ 19:00	7:30 ～ 16:30	あり
	フラップ坂戸 三光保育園	290-2770			保育標準時間 保育短時間	7:30 ～ 18:30 8:30 ～ 16:30	7:30 ～ 16:30 8:30 ～ 16:30	
A	(福) みどりの牧場	塚越742-1	19人	満3か月 ～2歳児	開所時間	7:20 ～ 19:00	7:20 ～ 16:00	あり
	こひつじ園塚越	227-6681			保育標準時間 保育短時間	7:30 ～ 18:30 8:30 ～ 16:30	7:30 ～ 16:00 8:30 ～ 16:00	
A	(学) 西光学園	森戸548	19人	満3か月 ～2歳児	開所時間	7:30 ～ 18:30	7:30 ～ 16:00	なし
	大家森の子	285-1452			保育標準時間 保育短時間	7:30 ～ 18:30 8:30 ～ 16:30	7:30 ～ 16:00 8:30 ～ 16:00	

○施設種別

A：保育者が保育士資格を有する

B：保育者の1/2以上が保育士資格を有する（保育士以外は研修を修了している者）

○認定こども園（施設及び市役所保育課に申込み）

設置者 施設名	所在地 電話番号	定員	入所年齢	保育時間			一時 預かり
				保育必要量	平日	土曜日	
(学) 東山学園 坂戸あずま幼稚園 (1・2号認定)	清水町13-14 281-8715	141人	満3歳 ～就学前	開所時間 保育標準時間 保育短時間	7:00 ～ 19:00 7:30 ～ 18:30 8:30 ～ 16:30	7:30 ～ 16:00 7:30 ～ 16:00 7:30 ～ 16:00	あり
(学) 東山学園 ラパン保育園 (3号認定)	元町22-39 280-2577	33人	満3か月 ～2歳児	開所時間 保育標準時間 保育短時間	7:30 ～ 19:00 7:30 ～ 18:30 8:30 ～ 16:30	7:30 ～ 16:00 7:30 ～ 16:00 7:30 ～ 16:00	あり
○月額保育料 市の定める額 ○諸費用（月額保育料以外に必要な費用） 施設の定める額（詳細は施設に直接お問合せください。） 坂戸あずま幼稚園 2号認定の例 【入所時】35,000円 【毎月】13,500円（バス利用者は18,000円） ラパン保育園 3号認定の例 【入所時】25,000円 【毎月】0・1歳児5,000円 2歳児6,000円							
(学) 信証学園 かびら幼稚園 (1・2・3号認定)	西坂戸3-30-1 286-9021	130人	1歳児 ～就学前	開所時間 保育標準時間 保育短時間	7:30 ～ 19:30 7:30 ～ 18:30 8:30 ～ 16:30	8:30 ～ 16:30 8:30 ～ 16:30 8:30 ～ 16:30	なし
○月額保育料 市の定める額 ○諸費用（月額保育料以外に必要な費用） 施設の定める額（詳細は施設に直接お問合せください。） かびら幼稚園 2号認定の例 【入所時】33,000円 【毎月】12,440円（バス利用者は16,220円） 3号認定の例 【入所時】33,000円 【毎月】2,500円（2歳児のみ バス片道利用者 5,040円）							
(学) 金山学園 かなやま幼稚園 (1・2号認定)	中小坂519-2 282-1627	240人	満3歳 ～就学前	開所時間 保育標準時間 保育短時間	7:20 ～ 18:20 7:20 ～ 18:20 8:30 ～ 16:30		なし
○月額保育料 市の定める額 ○諸費用（月額保育料以外に必要な費用） 施設の定める額（詳細は施設に直接お問合せください。） かなやま幼稚園 2号認定の例 【入所時】35,000円 【毎月】10,950円（バス利用者は15,950円）							

○認可外保育施設（施設に申込み）

※保育の必要性がある児童は無償化の対象になります。無償化については別途申請が必要です。
詳しくは保育課又は施設へお問合せ下さい。

設置者 施設名	所在地 電話番号	定員	入所年齢	保育時間			一時 預かり
				保育必要量	平日	土曜日	
個人 ひかりの子幼児学園	塚越738 281-5540	30人	2歳6か月 ～就学前	開所時間	8:00 ～ 18:00		なし
○月額保育料 27,000円 ○諸費用 給食費等 月6,000円、キッズブラウン英語教室システム利用料 月1,000円 ○入園時 教育教具・施設費 30,000円							
(一社) 子どもの夢 子どもの夢保育園 南口ネクスト	南町9-5 298-5245	57人	満3か月 ～就学前	開所時間	7:00 ～ 19:30	7:00 ～ 18:30	あり
○保育料等 施設の定める額							
(一社) 子どもの夢 子どもの夢保育園 北口ネクスト	日の出町1-27 299-6627	53人	満3か月 ～就学前	開所時間	7:00 ～ 19:30	7:00 ～ 18:30	あり
○保育料等 施設の定める額							
(学) 綿貫学園 ひまわりKID's + (プラス)	関間4-2-32 282-2890	34人	1歳6か月 ～ 3歳未満	開所時間	7:30 ～ 18:30		あり
○保育料等 施設の定める額 ○諸費用（月額保育料以外に必要な費用） 入園時6,000円 教材費510円～3,700円（年額） 坂戸ひまわり幼稚園送迎バス利用者月額3,500円（片道2,000円）							

○企業主導型保育施設（施設に申込み）

設置者 施設名	所在地 電話番号	定員	入所年齢	保育時間			一時 預かり
				保育必要量	平日	土曜日	
(株) ママスクエアBaby&Kids ママスクエアDPL さかど保育園	西インター1-2-1 DPL坂戸1階 070-3351-0274	37人	満1歳 ～就学前	開所時間 保育時間	8:00 ～ 20:00 8:00 ～ 19:00	8:00 ～ 19:00	あり
○月額保育料 0歳児：35,000円（給食費込み）、1・2歳児：32,000円（給食費込み） 3～5歳児：保育料無償化対象の場合、給食費7,500円 ○一時保育・土曜・延長保育料 1時間あたり 0歳児：400円 1・2歳児：300円 3～5歳児：200円 ○一時保育食事代 昼食500円 おやつ150円 夕食500円 ○諸費用：園帽子、個人傷害保険料等 ○DPL坂戸内のテナント従業員の利用料は直接お問合せください。							



北坂戸駅周辺



坂戸駅周辺



令和7年度 入所申込締切

5月入所： 4月10日（木）
6月入所： 5月 9日（金）
7月入所： 6月10日（火）
8月入所： 7月10日（木）
9月入所： 8月 8日（金）
10月入所： 9月10日（水）
11月入所： 10月10日（金）
12月入所： 11月10日（月）
1月入所： 12月10日（水）
2月入所： 1月 9日（金）
3月入所： 2月10日（火）



入所申込書類チェックリスト

※書類が全てそろっていない場合、受付できません。詳しくは保育課までご確認ください。

1. 必ず全員が提出する書類

提出書類				注意事項
☐	教育・保育給付認定申請書兼保育所入所等申込書			申込児童1人につき1部を提出してください。 同居している方全員のマイナンバーを記載してください。
☐	誓約書			保証人は児童の父母以外の者としてください。
保育を必要とする証明書（保護者の人数分）				
父	母	事由	証明書の種類	
☐	☐	就労している場合 自営業をしている場合	就労証明書	市指定の様式(またはこども家庭庁公開の様式)であること 申込日から3か月以内の証明であること
☐	☐	出産予定の場合	母子健康手帳の写し	出産予定日が記載されているページの写し
☐	☐	疾病や障害がある場合	疾病申告書、医師の診断書 または障害者手帳等の写し	診断書は指定の診断書又は指定の診断書と同様の内容 が分かる診断書
☐	☐	災害による場合	罹災証明書	
☐	☐	介護をしている場合	介護(看護)状況申告書、被介護者の診断 書・障害者手帳等の写し	
☐	☐	求職活動をしている場合	求職活動が判断できる書類 (ハローワークカードの写しや活動記録等)	入所後に求職活動を開始する場合は不要
☐	☐	就学、職業訓練をしている場合	在学証明書(学生証)、カリキュラム等	

2. 該当がある場合のみ提出する書類

状況		提出書類	注意事項
☐	一時預かり・認可外保育施設・ 市外保育所等を利用している場合	利用証明書	証明日が申込日より3か月以内のもの （保育所等利用開始日まで継続して利用すること）
☐	坂戸市に転入予定の場合	転入誓約書及び居住予定の住所地と 住居の引き渡し予定日がわかる書類	居住予定の住所地と住居の引き渡し予定日がわかる書類 例：新築工事請負契約書、不動産売買契約書、賃貸契約書
☐	坂戸市に転入予定の場合 （親族等と同居の場合）	転入誓約書及び同居予定申立書	
☐	世帯員に障害者がいる場合	障害者手帳・療育手帳の写し	保育料が軽減・副食費が免除される場合があります。
☐	集団保育可能で、かつ集団保育を 必要とする障害児がいる場合	医師の診断書	入所選考上、加点となります。
☐	離婚調停中の場合	裁判所が発行した調停の書類の写し	ひとり親とみなします。

※一度提出いただいた書類はお返しいたしませんので、育児休業の延長等で控えが必要な方はあらかじめコピー等をおとりください。